

室蘭工業大学における研究活動上の不正行為防止計画

令和5年6月27日
研究不正防止委員会決定

室蘭工業大学における研究活動上の不正行為の防止に関し必要な事項を定め、もってその運営及び管理の適正化を図ることを目的として、次のとおり室蘭工業大学における研究活動上の不正行為防止計画を策定する。

不正を発生させる要因	不正行為防止計画
研究者倫理意識が低いことで、研究不正が発生する。	研究者倫理に関する意識の向上を推進する。
研究倫理教育が不定期に実施される、研究倫理教育の機会が提供されないことで、研究者倫理意識が醸成されない。	研究倫理教育を定期的実施する。
	eラーニング教材を用いた研究倫理教育を推進する。
機関として不正防止の取組がされず、個人のモラルに任されている。	不正行為防止に係る情報共有を推進する。
	不正行為防止に関する責任体制について、公正及び効率の観点から見直しが必要かどうか点検し、評価する。
	不正行為に係る申立て窓口、相談窓口及び申立ての方法について、学内外に公表する。